

○公益財団法人沖縄県農業振興公社農業後継者育成確保事業業務細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 公益財団法人沖縄県農業振興公社(以下「公社」という。)の農業後継者の育成及び確保に関する事業(以下「育成確保事業」という。)の業務運営に関しては、公益財団法人沖縄県農業振興公社事務決裁規程により次のとおり定める。

(業務手続)

第2条 公社の事業に係る申請・報告等は、農業改良普及センター(北部、宮古及び八重山地区は農林水産振興センターとする。以下同じ。)又は農業大学校を経由して、理事長に提出するものとする。

2 県段階の組織団体からの申請・報告等は、営農支援課、又は沖縄県農業協同組合中央会を経由して、理事長に提出するものとする。

第2章 新規就農促進事業 第3条 ～ 第10条

(省略)

第3章 農業大学校農業研修事業

(目的)

第11条 農業大学校農業研修事業は、若い農業の担い手として、国内の近代的農業を視察、体験研修する農業大学校生に対し研修費を助成し、視野の広い優れた農業後継者を育成確保することを目的とする。あわせて、実習受入農家等に対し、受け入れにかかる経費を助成し負担軽減を図ることで、実習が円滑に行われることを目的とする。

(資格)

第12条 農業大学校農業研修事業の助成資格者は、農業大学校に在学する以下の者とする。

- (1) 国内・実地研修事業は、農業大学校で実施する国内の先進地農家等での研修を行う者、県内外の市場や農業関係機関等で研修を行う者とする。
- (2) 派遣実習受入事業は、農業大学校で実施される農家派遣実習の受入農家及び農業生産法人等とする。

(助成額)

第13条 助成額は、次のとおりとする。

- (1) 国内・実地研修事業 ---- 航空運賃及び宿泊費、船賃にかかった費用の2分の1以内
(ただし、割引適用のときはその額の2分の1以内とする。また、宿泊費については、研修受入先農家に住み込みで受け入れてもらえず、やむなく民間の宿泊施設等に宿泊した研修生に対してのみ助成する。)
- (2) 派遣実習受入事業 ---- 長期(概ね1ヶ月以上)の実習において、実習生を住み込みで受入れた場合は5万円以内とし、通勤で受け入れた場合は、3万円以内とする。

(申請)

第14条 前条第1号の助成を受けようとする者は、申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、研修開始日の30日前までに提出するものとする。

- (1) 研修計画書 (第4号様式)
- (2) 意見書(農業大学校校長) (第10号様式)

2 前条第2号の助成を受けようとする者は、申請書(第1号様式の2)に次に掲げる書類を添付して、実習受入開始の30日前までに提出するものとする。

- (1) 研修計画書(実習生が作成) (第4号様式の2)
- (2) 意見書(農業大学校校長) (第10号様式)

3 申請手続きは、農業大学校で一括して届出ができるものとする。

(決定通知)

第15条 理事長は、提出された申請書等を審査し適当と認めたときは、決定通知書(第12号様式により通知する。

(助成の方法)

第16条 理事長は、次条に定める報告書が提出された後、助成金を支払うものとする。

(報告)

第17条 助成の決定を受けた者は、事業完了報告書(第2号様式又は第2号様式の2)に次に掲げる書類を添付して、事業完了後60日以内に提出しなければならない。

- (1) 研修実績書(第4号様式)
ただし、第13条第2号の事業においては実習生が作成(第4号様式の2)
- (2) 意見書(農業大学校校長) (第10号様式)
- (3) その他必要な資料等(領収書については、原則として原本を提出すること。原本の提出が不可能な場合には、原本証明を行った写しを提出すること。研修内容については、結果録や写真等の指導内容等が客観的・具体的に分かる資料とする。)
- (4) 報告手続きは、農業大学校で一括して届出ができるものとする。

(助成の変更及び中止)

第18条 助成の決定を受けた者は、申請の記載事項に変更が生じたときは、第1号様式の3により速やかに理事長に届けなければならない。ただし、助成申請額が減少する場合は、変更届は不要とし、事業完了後に提出する事業完了報告書(第2号様式)で報告する際に、変更後の申請額を記入し提出することとする。

2 助成の決定を受けた者は、申請した事業を中止するときは、第1号様式の3により速やかに理事長に届けなければならない。

3 前々項及び前項の届出があった場合、理事長は変更の内容に応じて助成額を変更し、又は助成の決定を取り消すことができる。

第4章 青年農業者資質向上対策事業 第19条 ～ 第5章 青年農業者組織活動促進事業 第39条
(省略)

第6章 雑則

(委任)

第40条 この業務細則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この業務細則は、主管官庁の承認があった日から施行する。(平成7年12月12日施行)

附 則

この業務細則は、平成8年3月28日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成9年3月31日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成11年3月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成12年5月29日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成13年11月15日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この業務細則は、平成14年2月15日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成15年3月29日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年6月17日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成20年3月17日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年3月18日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成22年3月24日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成22年9月22日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成23年2月3日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成23年11月25日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この業務細則は、この法人の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則(平成26年沖農公細則第1号)

この業務細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年沖農公細則第2号)

この業務細則は、平成27年1月19日から施行する。

附 則(平成27年沖農公細則第1号)

この業務細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年沖農公細則第1号)

この業務細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年沖農公細則第1号)

この業務細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年沖農公細則第1号)

この業務細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年沖農公細則第1号)

この業務細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年沖農公細則第1号)

この業務細則は、令和3年4月1日から施行する。